

令和6年度 安中市地域防災計画 新旧対照表【ご意見反映版】

※反映箇所を赤字にて掲載

令和6年9月
安中市

頁	編・章・節	反映前	反映後																																																		
56	2-2-1	Ⅰ 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 (Ⅰ) 特別警報・警報・注意報等 前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び<u>発表基準</u>は、次表のとおりとする。 なお、本市の発表区分は「南部」「高崎・藤岡地域」「安中市」に当たる。 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="5">一般の利用に適合するもの</td><td rowspan="4">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td colspan="2">地面現象特別警報(※1)</td><td>大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td colspan="2">浸水特別警報(※1)</td><td>大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td rowspan="4">気象警報</td><td rowspan="2">暴風警報</td><td>平均風速が18m/s以上で、暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪警報</td><td>平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td colspan="2">大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td></tr><tr><td colspan="2">洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防</td></tr></table>	種 類		発 表 基 準	一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。	地面現象特別警報(※1)		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	浸水特別警報(※1)		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。	気象警報	暴風警報	平均風速が18m/s以上で、暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨警報		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防	Ⅰ 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 (Ⅰ) 特別警報・警報・注意報等 前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び<u>概要</u>は、次表のとおりとする。 なお、本市の発表区分は「南部」「高崎・藤岡地域」「安中市」に当たる。 特別警報・警報・注意報の概要 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>特別警報</td><td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td></tr></table> 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="4">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr></table>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
種 類		発 表 基 準																																																			
一般の利用に適合するもの	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたときに発表される。																																																		
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想されたときに発表される。																																																		
		暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。																																																		
		大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。																																																		
	地面現象特別警報(※1)		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																		
浸水特別警報(※1)		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想されたときに発表される。																																																			
気象警報	暴風警報	平均風速が18m/s以上で、暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																			
		暴風雪警報	平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																		
	大雨警報		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当																																																		
	洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防																																																		
種類	概要																																																				
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報																																																				
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報																																																				
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報																																																				
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																																			
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																																			
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																																			
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																																			
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																																			

					の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:27.6 柳瀬川流域:10.8 増田川流域:13.9 九十九川流:21.8 秋間川流域:9.4 後閑川流域:9.6 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、 大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のよう に、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難 する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
				大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 12 時間の降雪の深さが山地で 30 cm以上、平地で 20 cm 以上と予想されたときに発表される。			洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され る。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災 害が対象としてあげられる。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:27.6 柳瀬川流域:10.8 増田川流域:13.9 九十九川流域:21.8 秋間川流域:9.4 後閑川流域:9.6 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警 戒レベル3に相当。
			地面現象警報(※ 2)		大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害 が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される。 12 時間の降雪の深さが山地で 30 cm以上、平地で 20 cm 以上と予想されたときに発表される。	
			浸水警報(※2)		大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若し くは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重 大な被害が予想されたときに発表される。			暴風警報	平均風速が 18m/s 以上で、暴風により重大な災害が発生 するおそれがあると予想されたときに発表される。
			記録的短時間大雨 情報		1時間雨量 : 100mm			暴風雪警報	平均風速が 18m/s 以上で、雪を伴う暴風により重大な災 害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程 障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び かけられる。
		水防活動の 利用に適合 するもの		水防活動 用大雨警 報(※3)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。		注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 69 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自
				水防活動 用洪水警 報(※3)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。				
		一般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象 注 意 報	風雪 注意報	平均風速が 13m/s 以上で、雪を伴う強風により、雪を伴 い、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ れる。				
				強風 注意報	平均風速が 13m/s 以上で、強風による災害が発生するお それがあると予想されたときに発表される。				
				大雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 69				
				洪水 注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害 が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:22 柳瀬川流域:8.6				

				増田川流域:11.1 九十九川流域:17.4 秋間川流域:7.5 後閑川流域:7.6			らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
			大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で10cm以上、平地で5cm以上と予想されたときに発表される。			
			低温 注意報	低温によって農作物や水道管(凍結や破裂)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 夏季:低温のため、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 冬季:最低気温が-6℃以下と予想されたときに発表される。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域:22 柳瀬川流域:8.6 増田川流域:11.1 九十九川流域:17.4 秋間川流域:7.5 後閑川流域:7.6 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
			濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が100m以下になると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で10cm以上、平地で5cm以上と予想されたときに発表される。
			雷注意報	落雷等による被害が予想されたときに発表される。		強風注意報	平均風速が13m/s以上で、強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			乾燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されたときに発表される。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想されたときに発表される。		風雪注意報	平均風速が13m/s以上で、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
			なだれ 注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 1 積雪があって、24時間の降雪の深さが30cm以上のとき。 2 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上のとき。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が100m以下になると予想されたときに発表される。
			着氷(雪) 注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されたときに発表される。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
			霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想されたときに発表される。			
			地面現象注意報 (※2)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
			浸水注意報(※2)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想されたときに発表される。			

水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※3)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報(※3)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

(注)ア 発表基準欄に記載した数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

イ ※1…地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

※2…この警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

※3…水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報のうち水防に関するものをを用いて行い、水防活動の語は使用しない。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ウ 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 最小湿度が 25%以下で、実効湿度が 50%以下になると予想されたときに発表される。(湿度は前橋地方気象台の値)
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 1 積雪があつて、24 時間の降雪の深さが 30 cm以上のとき。 2 積雪の深さが 50 cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上のとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 夏季:低温のため、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 冬季:最低気温が-6℃以下と予想されたときに発表される。(冬季の気温は前橋地方気象台の値)

(注)

(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等
警報の危険度分布(キキクル)等の概要

種 類	概 要
<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</u> <u>(土砂キキクル)</u>	(略)
<u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u> <u>(浸水キキクル)</u>	(略)
<u>洪水警報の危険度分布</u> <u>(洪水キキクル)</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)</u> の洪水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流 路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情 報。(略)
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)</u> の、上流域 での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達 状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す 情報。(略)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新
 たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注
 意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
 イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注
 意報に含めて行う。
 ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発
 表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報
 (浸水害)」として発表される。

(2) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等
キキクル(警報の危険度分布)等の概要

種 類	概 要
<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	(略)
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	(略)
<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	<u>各河川</u> の洪水害発生 の危険度の高まりの予 測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに 5段階に色分けして示す情報。(略)
流域雨量指数の予測値	<u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対 象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪 水警報等の基準への到達状況に応じて危険 度を色分けした時系列で示す情報。(略)

59	2-2-1	2 気象業務法等に基づく府県気象情報など (1) (略) (2) 府県気象情報 警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために<u>発表する。</u> (3) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の<u>避難勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、(略) (4) 記録的短時間大雨情報 <u>当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)</u> (5) 竜巻注意情報 (略) また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、「群馬県南部」「<u>群馬県北部</u>」を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	2 気象業務法等に基づく府県気象情報など (1) (略) (2) 府県気象情報 警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために<u>発表される。</u> (3) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の<u>避難指示等</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、(略) (4) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(群馬県においては1時間降水量100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> (5) 竜巻注意情報 (略) また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、「群馬県南部」(<u>削除</u>)を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
----	-------	--	---

71	2-2-2	Ⅰ 防災組織体制の確立 (6) 災害対策本部の各部各班の事務分掌 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="3">総務部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>行政班</td><td> 1 <u>職員の動員及び健康管理に関すること</u> 2 <u>職員の派遣要請及び幹旋に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集と連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>他班任務の応援実施</u>に関すること </td></tr><tr><td>職員班</td><td> 1 職員の動員、健康管理に関すること 2 <u>その他</u>職員の<u>動員</u>、派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること (追加) (追加) </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部	班	事 務 分 掌	総務部	(略)	(略)	行政班	1 <u>職員の動員及び健康管理に関すること</u> 2 <u>職員の派遣要請及び幹旋に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集と連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>他班任務の応援実施</u>に関すること	職員班	1 職員の動員、健康管理に関すること 2 <u>その他</u>職員の<u>動員</u>、派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること (追加) (追加)	(略)		(略)	Ⅰ 防災組織体制の確立 (6) 災害対策本部の各部各班の事務分掌 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="3">総務部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>行政班</td><td> 1 <u>住民組織に対する災害援護等の協力に関すること</u> 2 <u>地区住民センター及び指定避難所の連絡調整に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集及び連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>部内各班の総合構成</u>に関すること </td></tr><tr><td>職員班</td><td> 1 職員の動員及び健康管理に関すること 2 <u>(削除)</u>職員の<u>(削除)</u>派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること 4 <u>災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること</u> 5 <u>他班任務の応援実施に関すること</u> </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部	班	事 務 分 掌	総務部	(略)	(略)	行政班	1 <u>住民組織に対する災害援護等の協力に関すること</u> 2 <u>地区住民センター及び指定避難所の連絡調整に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集及び連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>部内各班の総合構成</u>に関すること	職員班	1 職員の動員及び健康管理に関すること 2 <u>(削除)</u>職員の<u>(削除)</u>派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること 4 <u>災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること</u> 5 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>	(略)		(略)
部	班	事 務 分 掌																											
総務部	(略)	(略)																											
	行政班	1 <u>職員の動員及び健康管理に関すること</u> 2 <u>職員の派遣要請及び幹旋に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集と連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>他班任務の応援実施</u>に関すること																											
	職員班	1 職員の動員、健康管理に関すること 2 <u>その他</u>職員の<u>動員</u>、派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること (追加) (追加)																											
(略)		(略)																											
部	班	事 務 分 掌																											
総務部	(略)	(略)																											
	行政班	1 <u>住民組織に対する災害援護等の協力に関すること</u> 2 <u>地区住民センター及び指定避難所の連絡調整に関すること</u> 3 本部及び被災地区内の情報収集及び連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 <u>部内各班の総合構成</u>に関すること																											
	職員班	1 職員の動員及び健康管理に関すること 2 <u>(削除)</u>職員の<u>(削除)</u>派遣要請及び幹旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること 4 <u>災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること</u> 5 <u>他班任務の応援実施に関すること</u>																											
(略)		(略)																											
101	2-2-11	2 具体的な発令基準 (略) [土砂災害時] 表(略) ※(略)なお、避難指示等を発令する地域については、水害については、河川の増水により、床上浸水が想定される区域を基準とし、<u>(追加)</u>土砂災害については、土砂災害等の危険箇所の周辺や土砂災害警戒区域の範囲内を基準として、被害拡大予想等を考慮しつつ、<u>(追加)</u>総合的に判断するものとする。	2 具体的な発令基準 (略) [土砂災害時] 表(略) ※(略)なお、避難指示等を発令する地域については、水害については、河川の増水により、床上浸水が想定される区域を基準とし、<u>浸水キキクル・洪水キキクルを参考に</u>、土砂災害については、土砂災害等の危険箇所の周辺や土砂災害警戒区域の範囲内を基準として、被害拡大予想等を考慮しつつ<u>土砂キキクルを参照として</u>、総合的に判断するものとする。																										
165	4-1-2	Ⅰ 避難誘導体制の整備 (5)避難所等の周知	Ⅰ 避難誘導体制の整備 (5)避難所等の周知																										

		市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民等に対し次の事項を周知する。 ア <u>避難勧告</u>等の発令基準 イ <u>避難勧告</u>等の伝達方法 (略)	市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民等に対し次の事項を周知する。 ア <u>避難指示</u>等の発令基準 イ <u>避難指示</u>等の伝達方法 (略)
165	4-1-3	1 防災知識の普及啓発 (略) (1)普及事項 (略) ウ <u>避難勧告</u>等の伝達系統及び方法	1 防災知識の普及啓発 (略) (1)普及事項 (略) ウ <u>避難指示</u>等の伝達系統及び方法
171	4-2-3	3 通報事項 (略) (4) 主な応急措置の状況 ア <u>避難勧告</u>等の発令及び避難の状況 (略)	3 通報事項 (略) (4) 主な応急措置の状況 ア <u>避難指示</u>等の発令及び避難の状況 (略)
172	4-2-4	3 市民等への広報 市長は、<u>避難勧告</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、市民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。 (略) 4 県への通報 市は、登山の規制、<u>避難勧告</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、速やかにその旨を高崎行政県税事務所又は県危機管理課へ通報するものとする。 5 報道機関への発表 (1)登山規制や<u>避難勧告</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。 (略)	3 市民等への広報 市長は、<u>避難指示</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、市民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。 (略) 4 県への通報 市は、登山の規制、<u>避難指示</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、速やかにその旨を高崎行政県税事務所又は県危機管理課へ通報するものとする。 5 報道機関への発表 (1)登山規制や<u>避難指示</u>等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。 (略)
173	4-2-5	第5節 避難対策 市長は、市民等に対し<u>避難勧告</u>等を発令したときは、警察、消防機関等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。	第5節 避難対策 市長は、市民等に対し<u>避難指示</u>等を発令したときは、警察、消防機関等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

		Ⅰ 避難の誘導 (1)避難の誘導は、原則として、<u>避難勧告</u>等を発令したときに実施するものとする。 (略) (4)(略)、<u>避難勧告</u>等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。	Ⅰ 避難の誘導 (1)避難の誘導は、原則として、<u>避難指示</u>等を発令したときに実施するものとする。 (略) (4)(略)、<u>避難指示</u>等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。
173	4-2-6	Ⅰ 救助・救護体制の確立 市長は、<u>避難勧告</u>等を発令したときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図るものとする。	Ⅰ 救助・救護体制の確立 市長は、<u>避難指示</u>等を発令したときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図るものとする。